

## リフト付き自動車運行要綱

(リフト付き自動車)

第1条 外出援助に利用するリフト付き自動車は、社会福祉法人大田市社会福祉協議会（以下「社協」という。）が所有する車両とする。

(利用者)

第2条 リフト付き自動車を利用できる者は、大田市内に住所（又は居住）を有し、次の各号のすべてに該当するものとする。

- (1) 在宅生活である者
- (2) 外出する時には、車椅子を使用する者
- (3) リフト付き自動車運行事業の利用会員登録をした者

(利用目的)

第3条 利用者の社会参加を促進するもの。ただし、利用者の生業に資するもの、通勤等経常的なものは除く。

(利用時間)

第4条 リフト付き自動車の利用時間は9時から16時（土、日、祝祭日、年末年始を除く）までとする。ただし、社協会長が必要と認めた場合は、この限りではない。

(運行範囲)

第5条 リフト付き自動車の運行範囲は、大田市内とする。ただし、社協会長が必要と認めた場合は、この限りではない。

(登録申請)

第6条 リフト付き自動車を利用しようとする者は、あらかじめ「リフト付き自動車利用契約書」を締結し、社協会長の求めに応じて必要な書類を提出しなければならない。

(予約・解約)

第7条 リフト付き自動車の利用は予約制とし、予約期間は利用1ヶ月前から5日前とする。利用申込を解約する場合は、申込者は速やかに事務局に連絡しなければならない。

(利用料等)

第8条 利用料は無料とする。ただし、有料駐車場代、有料道路代等は利用者の負担とする。

(事故の対応)

第9条 社協は、不測の事故に備えるために適切な保険に加入（自動車保険、ボランティア保険、送迎サービス補償プラン等）し、運転者並びに運転補助員、利用者の救済に配慮するものとする。

(補償)

第 10 条 リフト付き自動車運行に伴う事故により利用者及び運転者、運転補助員に生じた損害の補償は、前条により社協が加入する自動車保険、ボランティア保険、送迎サービス補償プラン等から支払われる保険金額を限度とする。

(運転者及び運転補助員)

第 11 条 リフト付き自動車の運転者及び運転補助員は、事業に登録したボランティアがあたることとし、次の各号に定める者とする。

- (1) 運転者は、リフト付き自動車の運転並びにリフトの操作を行う。
- (2) 運転補助員は、運行の補助を行う。
- (3) 21 歳以上で社協の指定する講習会を受け、第 14 条に定める事項を遵守しなければならない。

(運転者及び運転補助員の報酬)

第 12 条 運転者及び運転補助員の活動に対する報酬は支給しない。

(利用者の遵守事項)

第 13 条 リフト付き自動車を利用しようとする者は、次の各号に定める事項を遵守しなければならない。

- (1) 家族及び扶養義務者は、原則として介護のために同乗すること。
- (2) 運行に際しての介護者は、利用者が確保すること。
- (3) 介護者以外に不必要な者を同乗させないこと。
- (4) 利用者が必要とする特別な用具等は、利用者において確保すること。
- (5) リフト付き自動車運行により損害を被った場合、第 10 条に定める保険金の支払いを受けることのほか、社協及び運転者並びに運転補助員に対して損害賠償その他請求を行わないこと。
- (6) 運転者に対して、安全運転上支障をきたすような要求をしないこと。
- (7) 運転者との金品の授受は行わないこと。
- (8) リフト付き自動車への利用者の搬送は、利用者側で行う事とする。

(運転者及び運転補助員の遵守事項)

第 14 条 リフト付き自動車を運行する者は、次の各号に定める事項を遵守しなければならない。

- (1) 社協が指定する講習会を受講すること。
- (2) 道路交通法を遵守し、安全運転に心がけること。
- (3) 運行に際し、事前にリフト付き自動車の車両始業点検を行うこと。
- (4) 運行の業務範囲は、リフト付き自動車への乗車時点から下車までとし、利用者の介助にあたっては細心の注意を払うこと。
- (5) リフト付き自動車運行中に事故が発生したときは、適切な処置を講じるとともに、速やかに警察署及び社協へ届け出ること。
- (6) 運行中の交通事故等によるリフト付き自動車の破損については、適切な処置を

講じるとともに、速やかに社協へ届け出ること。

- (7) リフト付き自動車運行により損害を被った場合、第10条に定める保険金の支払いを受けることのほか、社協に対して、損害賠償その他の請求を行わないこと。
- (8) 運転者は、運転日誌により記録し、社協に報告すること。
- (9) 安全運転講習会やボランティアスクール等の研修を受講し、運転者としての資質の向上に努めること。
- (10) 活動中、知り得た個人の情報を他人に洩らさないこと。
- (11) 運転に際しては、所定の駐車場から出発し、使用後は所定の駐車場へ戻し、キー及び運行日誌を保管場所に返却すること。
- (12) 利用者との金品の授受は行わないこと。

(管理等)

第15条 社協の業務は、次のとおりとする。

- (1) リフト付き自動車の管理

本所

車名 三菱 ミニキャブ (U62V-1201807)

車番 島根880あ・221

車名 三菱 ミニキャブ (U62V-0504020)

車番 島根80あ・1427

森本利雄氏寄贈

温泉津支所

車名 三菱 ミニキャブ (U62V-1001739)

車番 島根88あ・2

仁摩支所

車名 三菱 ミニカ (H42A-0251209)

車番 島根80あ・1201

仁万婦人会寄贈

- (2) 利用申込を受付け、運行計画を作成する。
- (3) 運転者の斡旋と調整を行う。
- (4) 事故が発生した場合、会長の指示により処理にあたる。
- (5) 講習会の開催等運転者養成を行う。
- (6) この業務について市民への周知を図る。
- (7) その他リフト付き自動車運行に必要な事務。

(その他)

第16条 この運行要綱に定めのない事項は、社協会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成12年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年6月14日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年10月23日から施行する。